

索道事業運送約款

制 定 2020年4月1日

（適用範囲）

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款（以下「約款」という）は、この約款の定めるところにより行う。この約款に定めのない事項については、当社乗客営業規則及び法令の定めるところによる。

（係員の指示）

第2条 旅客は当社の係員（以下「係員」という。）が輸送の安全と秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

（運送の引受け）

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引き受ける。

（運送の引受けの拒絶）

第4条 当社は、次の各号に該当する場合は、旅客運送の引受けを拒絶する。

- (1) 有効な乗車券類を所持していないとき。但し、当社が乗車券類の不所持を認めて乗車させる場合はこの限りでない
- (2) 係員の指示に従わないとき
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
- (6) 危険品等を所持しているとき
- (7) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当の理由があるとき

（輸送の制限）

第5条 当社は、天候その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合には、定員若しくは手回り品の制限をすることがある。

（乗車券類の所持）

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できない。

（乗車券類の発売）

第7条 当社は、乗車券類を出札所及び委託販売所等において発売する。

(乗車券類の効力)

第8条 乗車券類は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有する。

2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券類は、その券面表示運賃の額に係わらず通用期間内は有効とする。

3 乗車券類は次の各号に該当する場合は無効とする。

- (1) 当社で有効な乗車券類以外のもの
- (2) 通用期間を経過したもの
- (3) 券面記載の条件によらないで使用したもの
- (4) 記名人以外が使用する期間限定乗車券類
- (5) 改造又は変造若しくは偽造したもの
- (6) 券面記載事項が判読困難なもの

4 乗車券類は、購入された旅客のみ使用可能とし効力を有する。他人への贈与又は売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収する。ただし、当社との委託契約を交わす相手先が第三者に販売する場合はこの限りでない。

(運賃、料金及び適用方法)

第9条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び乗客営業規則による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第10条 天災、その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、代替輸送、若しくは運転再開後における有効乗車券類の無償交付等必要な継続運送の措置を行う。

(乗車券類の紛失)

第11条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社がその事実を認めることができないときは、再発行はしない。

(責任の始期及び終期)

第12条 当社の運送に関する責任は、旅客が第9条の行為を行ったときに始まり、降車したときをもって終わるものとする。

(旅客の遵守すべき事項)

第13条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 非常停止して運転再開ができないときは、救助方法等について係員の指示に従うこと
- (2) その他安全運送を妨げる行為をしないこと

(旅客に対する責任)

第14条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき
- (2) 事故が専ら当該旅客若しくは係員以外の第三者の故意、又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき

(携帯品等に関する責任)

第15条 当社は、旅客の運送に関して生じた携帯品等の滅失、又はき損による損害については、これを賠償する責を負わないものとする。但し、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第16条 当社は、旅客の故意若しくは過失、又は法令若しくはこの約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して、その損害の賠償を求める。

(管轄裁判所)

第17条 当社索道施設について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所とする。

(約款の変更)

第18条 当社は以下の場合に、当社の裁量により、約款を変更することがある。

- (1) 約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の8日前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト(URL : <http://www.ropeway.co.jp/>) に掲示する。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、約款の変更に同意したものとみなす。

附 則 この規則は2020年4月1日より実施する。